

消費者コーナー

代引きを利用した「送りつけ商法」にご注意ください

事例

「送りつけ商法」とは、注文した覚えのない商品を消費者宅へ突然送り、代金を支払わせようとする悪質商法です。特に最近、宅配便の「代引き」サービスを利用して、代金をその場で支払わせる手口が増加しています。

アドバイス

◆ 一方的に事業者から商品が送りつけられた場合、売買契約が成立していないため支払いの義務はありません。身に覚えのない商品が届いた場合は、宅配便事業者に「受け取りません」と伝え、荷物を一旦持ち帰ってもらい、家族に確認をしましょう。

◆ 商品を代引きで支払い、受け取り後に注文していない商品だと分かっていた場合、宅配便事業者へ返金を求めることはできません。早急に発送元へ返品・返金の連絡をしましょう。

◆ 代引きではなく、請求書が同封された商品を送りつけられる場合もあります。受け取っても支払う必要はありませんが、開封しても商品を使用したり処分せず、14日間そのまま保管し、15日目に処分し

てください。これは「特定商取引法」という法律による規定で、受け取ってから14日を経過しても送り主が荷物を引き取らなければ、代金を支払わずに自由に処分できることになっています。また、送り主に引き取りの依頼をして承諾された場合、保管期間は7日間に短縮されます。

消費者ホットライン

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使っただけがをしまった」などの消費者トラブルに巻き込まれた場合は、全国共通3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いややー）」までお電話ください。最寄りの消費生活センターなどの相談窓口をご案内します。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター「イヤヤン」

太宰府市消費生活センター

毎週月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

午前9時30分～午後4時

（正午～午後1時は昼休み）

※予約申込不要・無料

場所 市役所2階消費生活相談室

弁護士による多重債務無料法律相談

毎月第3木曜日

午後1～4時（一人30分程度）

※予約申込が必要です。

（問い合わせ・相談予約申込先）

産業振興課 商工・農政係

（☎内線440）

地球にやさしいエコライフ 166

リサイクル拠点！太宰府市環境美化センター～10月は3R推進月間～

10月は3R推進月間です。本市のリサイクル拠点である太宰府市環境美化センターの紹介と、太宰府西中学校2年生の職場体験の様子をご紹介します。

太宰府市環境美化センター

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後4時
（正午～午後1時が昼休み）
毎月第3日曜日 午前9時～正午
住所：太宰府市石坂3467-36
☎(924)8315

3Rとは？

Reduce（リデュース）＝ごみ減量
Reuse（リユース）＝繰り返し使う
Recycle（リサイクル）＝資源再利用

■何をすると？ ……
粗大ごみ、もえないごみ（ビン・缶・その他）、ペットボトルをきちんと分けてリサイクルしています。分別は、全て手作業です！それだけでなく、資源であるダンボール・雑紙類・古布を無料で回収しています。

職場体験（太宰府西中学校）

7月に太宰府西中学校2年生2人が、環境美化センターの仕事を体験しました。自分の背丈よりも高く積まれたペットボトルの山に驚きながらも、ふたとラベルが付いたままのペットボトルを一つずつはずす作業を行いました。

◆作業を終えて……

- ・意外とごみの量が多い！
- ・ものすごい量を全て人の手で分別して驚いた！
- ・出し方が間違っているペットボトルが多く、作業が大変だった！



◆市民の皆さんに伝えたいこと

- ・もう一度確認！ごみの分別方法、指定袋は合っていますか？
- ・ペットボトルを出すときは、ふたとラベルははずす、他のごみは入れないこと！

混ぜればごみ、分ければ資源。

一人一人の協力でごみを減らせば、資源を有効活用できます。皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ
環境課（☎内線308）